



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

(府令・省令)

○産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令

(内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境二)

○産業競争力強化法に基づく認定技術等情報漏えい防止措置認証機関に関する命令(同三)

○産業競争力強化法施行令第三条の二に規定する内閣府令・経済産業省令で定める基準等を定める命令の一部を改正する命令  
(内閣府・経済産業五)

(省 令)

○電波法施行規則等の一部を改正する省令(総務五六)

○法務局及び地方方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令(法務二二三)

○独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働・経済産業五)

○産業競争力強化法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令  
(経済産業五九)

○中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令(同六〇)

(告 示)

○技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要な措置に関する基準  
(内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境三)

○技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法(同四)

○技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針(同五)

○海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件の一部を改正する件(総務三三五)

○船舶又は航空機に設置する無線航行のためのレーダー等の送信設備に指定する周波数及びその指定周波数帯を定める件の一部を改正する件  
(同三三六)

○小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件  
(同三三七)

○登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件(同三三八)

○登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件(同三三九)

○船上通信局又は船舶局が船上通信設備を使用して通信を行う場合のF1D電波及びF1E電波又はF3E電波四五〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数を定める件(同三四〇)

○VHFデータ交換装置のキャリアセンスの技術的条件を定める件  
(同三四一)

○周波数割当計画の一部を変更する件  
(同三四二)

○創業支援等事業の実施に関する指針の一部を改正する告示  
(総務・経済産業六)

○雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準等の一部を改正する件(厚生労働三三六)

○国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関が講ずべき支援措置に関する指針の一部を改正する告示  
(経済産業一八七)

(公 告)

諸事項

官庁

建設業の許可の取消処分関係

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、平成二十九事業年度財務諸表(独立行政法人国民生活センター・独立行政法人国立女性教育会館)、西日本高速道路株式会社社料金の額及び徴収期間の変更、日本郵政共済組合定款の一部変更、弁理士登録、型式適合認定、企業年金基金変更関係  
会社その他  
会社決算公告

省 令

○総務省令第五十六号

電波法（昭和二十五年法律第三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月二十五日

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第 二 条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

（定義等）

第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定するもののほか、次の定義に従うものとする。

「一〇三三七の五 略」

三三七の六 「VHFデータ交換装置」とは、船舶局又は海岸局の無線設備であつて、無線通信規則付録第十八の表に掲げる周波数の電波を使用し、船舶局相互間又は船舶局と海岸局との間においてデジタル変調方式によるデータ交換を行うもの（デジタル選択呼出装置、船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置及び捜索救助用位置指示送信装置を除く。）をいう。

三三七の七 「略」

三三七の八 「略」

三三八〇九十三 略

〔2〕 略

第十三条の三の三 船上通信局又は船舶局が船上通信設備を使用して通信を行う場合の電波の型式及び周波数並びに空中線電力をそれぞれ次の表のとおり定める。

電波の型式及び周波数	空中線電力
F三E電波一五六・七五MHz又は一五六・八五MHz	一ワット以下
F一D電波及びF一E電波又はF三E電波四五〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数で別に告示するもの	二ワット以下

（簡易な操作）

第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。

〔一・二 略〕

改 正 前

（定義等）

第二条 「同上」

「一〇三三七の五 同上」

〔新設〕

三三七の六 「同上」

三三七の七 「同上」

三三八〇九十三 同上

〔2〕 同上

第十三条の三の三 「同上」

電波の型式及び周波数	空中線電力
F三E電波一五六・七五MHz又は一五六・八五MHz	一ワット以下
F三E電波四五〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数で別に告示するもの	二ワット以下

（簡易な操作）

第三十三条 「同上」

〔一・二 同上〕

総務大臣 野田 聖子

<p>三 次に掲げる無線局の無線設備の操作で当該無線局の無線従事者の管理の下に行うもの</p> <p>(1) 船舶局 (船上通信設備、双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話、船舶自動識別装置 (通信操作を除く。)) 及び VHF データ交換装置 (通信操作を除く。) に限る。</p> <p>〔2〕 略</p> <p>四 次に掲げる無線局 (特定無線局に該当するものを除く。) の無線設備の通信操作</p> <p>(1) 陸上に開設した無線局 (海岸局) (2) に掲げるものを除く。)、航空局、船上通信局、無線航行局及び海岸地球局並びに次号 (4) の航空地球局を除く。)</p> <p>(2) 海岸局 (船舶自動識別装置に限る。)</p> <p>(3) 船舶局 (船舶自動識別装置及び VHF データ交換装置に限る。)</p> <p>〔4〕 (7) 略</p> <p>〔五〕 八 略</p> <p>別表第五号 定期検査の実施時期 (第四十一条の四関係)</p> <p>〔一〕 (2) 略</p> <p>十 船舶局</p> <p>(3) 特定船舶局であつて F 二 B 電波又は F 三 E 電波 一五六 MHz から 一五七・四五 MHz までの周波数を使用する無線設備、遭難自動通報設備 (船舶安全法第二条の規定に基づく命令により備付けを要するものを除く。)、簡易型船舶自動識別装置、VHF データ交換装置及びレーダー以外の無線設備を設置しないもの</p> <p>〔四〕 略</p> <p>〔十一〕 (三十二) 略</p>	<p>三 〔同上〕</p> <p>(1) 船舶局 (船上通信設備、双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話及び船舶自動識別装置 (通信操作を除く。)) に限る。</p> <p>〔2〕 同上</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>(1) 陸上に開設した無線局 (海岸局) 航空局、船上通信局、無線航行局及び海岸地球局並びに次号 (4) の航空地球局を除く。)</p> <p>(2) 海岸局 (船舶自動識別装置に限る。)</p> <p>(3) 船舶局 (船舶自動識別装置に限る。)</p> <p>〔4〕 (7) 同上</p> <p>〔五〕 八 同上</p> <p>別表第五号 〔同上〕</p> <p>〔一〕 (2) 同上</p> <p>十 船舶局</p> <p>(3) 特定船舶局であつて F 二 B 電波又は F 三 E 電波 一五六 MHz から 一五七・四五 MHz までの周波数を使用する無線設備、遭難自動通報設備 (船舶安全法第二条の規定に基づく命令により備付けを要するものを除く。)、簡易型船舶自動識別装置及びレーダー以外の無線設備を設置しないもの</p> <p>〔四〕 同上</p> <p>〔十一〕 (三十二) 同上</p>						
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p> <p>第二條 無線局免許手続規則 (昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号) の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。</p>	<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p> <p>第二條 無線局免許手続規則 (昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号) の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。</p>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="502 230 550 1137">改</td> <td data-bbox="502 1137 550 2049">改</td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 230 502 1137">正</td> <td data-bbox="375 1137 502 2049">正</td> </tr> <tr> <td data-bbox="247 230 375 1137">後</td> <td data-bbox="247 1137 375 2049">前</td> </tr> </table> <p>別表第二号第三 船舶局 (特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。) 及び船舶地球局 (電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。) の無線局事項書の様式 (第 4 条、第 12 条関係) (船舶局については、総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)</p> <p>宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「海岸地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替え、無線局の種別の欄、開設、継続開設又は変更を必要とする理由の欄、無線局の目的の欄及び通信事項の欄は、それぞれの注に準じて記載すること。</p> <p>〔一〕 略</p>	改	改	正	正	後	前	<p>別表第二号第三 〔同左〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>〔一〕 同左</p>
改	改						
正	正						
後	前						

2 2枚目 (船舶局に限る。)

		19 無線局の区別		※ 整理番号		
		(1) 法第33条及び第35条の規定により備えている無線設備		(2) (1)以外の無線設備		
電 波 の 型 式 並 び に 希 望 す る 周 波 数 の 範 囲 及 び 空 中 線 電 力	<input type="checkbox"/> 超短波帯 (150 MHz) の無線設備の機器 [ J ]	<input type="checkbox"/> F2B ch 70	W	<input type="checkbox"/> 超短波帯 (150MHz) の無線設備の機器 [ J ]	<input type="checkbox"/> F2B ch 70	W
	<input type="checkbox"/> F3E	W	<input type="checkbox"/> F3E	W		
	<input type="checkbox"/> 中短波帯の無線設備の機器 [ K ]	<input type="checkbox"/> J3E 2182 kHz	W	<input type="checkbox"/> 超短波帯 (150 MHz DSB) の無線設備の機器 [ X ]	<input type="checkbox"/> A3E	W
	<input type="checkbox"/> F1B 2177 2187.5 kHz	W	<input type="checkbox"/> 超短波帯 (40 MHz DSB) の無線設備の機器 [ W ]	<input type="checkbox"/> A3E	W	
	<input type="checkbox"/> F1B 2174.5 kHz	W	<input type="checkbox"/> 短波帯 (27 MHz SSB) の無線設備の機器 [ U ]	<input type="checkbox"/> J3E	W	
	<input type="checkbox"/> 中短波帯及び短波帯の無線設備の機器 [ L ]	<input type="checkbox"/> J3E 2182 kHz	W	<input type="checkbox"/> 短波帯 (27 MHz DSB) の無線設備の機器 [ V ]	<input type="checkbox"/> A3E	W
	<input type="checkbox"/> F1B 2177 2187.5 kHz	W	<input type="checkbox"/> 船上通信設備 [ I ]	<input type="checkbox"/> F3E 457.525 457.55 457.575 MHz	W	
	<input type="checkbox"/> F1B 2174.5 kHz	W	<input type="checkbox"/> F1D F1E 457.51625 - 457.584375MHz及び 467.51625 - 467.584375MHz 6.25kHz間隔の24波	W		
	<input type="checkbox"/> J3E 4125 6215 8291 12290 16420 kHz	W	<input type="checkbox"/> レーダー [ G ]	<input type="checkbox"/> PON 9410 MHz	kW	
	<input type="checkbox"/> F1B 4207.5 6312 8414.5 12577 16804.5 kHz	W	<input type="checkbox"/> 簡易型船舶自動識別装置 [ R ]	<input type="checkbox"/> F1D 161.5 - 162.025 MHzまでの25kHz間隔の周波数 22波	2W	
	<input type="checkbox"/> F1B 4177.5 6268 8376.5 12520 16695 kHz	W	<input type="checkbox"/> VHFデータ交換装置 [ Y ]	<input type="checkbox"/>	W	
	<input type="checkbox"/> 船舶自動識別装置 [ S ]	<input type="checkbox"/> F2B ch 70	12.5W	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> F1D 156.025 - 156.5125 MHz, 156.5375 - 157.425 MHz, 160.625 - 160.8875 MHz, 160.9125 - 160.9625 MHz 及び161.5 - 162.025 MHz 12.5kHz間隔の周波数 182波	12.5W	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> F1D 156.025 - 156.5 MHz, 156.55 - 157.425 MHz, 160.625 - 160.875 MHz, 160.925 - 160.95 MHz 及び161.5 - 162.025 MHz 25kHz間隔の周波数 91波	12.5W	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> 捜索救助用レーダートランスポンダ [ M ]	<input type="checkbox"/> QON 9350 MHz	0.4W	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> 捜索救助用位置指示送信装置 [ Q ]	<input type="checkbox"/> F1D 161.975 162.025 MHz	1.0W	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識 [ N ]	<input type="checkbox"/> G1B 406.025 MHz	5.0W	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> G1B 406.028 MHz	5.0W	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> G1B 406.031 MHz	5.0W	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> G1B 406.037 MHz	5.0W	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/> G1B 406.04 MHz	5.0W	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/> A3X 121.5 MHz	0.05W	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/> 設備規則第45条の3の5に規定する無線設備 [ E ]	<input type="checkbox"/> G1B 406.028 MHz	5.0W	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/> G1B 406.031 MHz	5.0W	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/> G1B 406.037 MHz	5.0W	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/> G1B 406.04 MHz	5.0W	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/> A3X 121.5 MHz	0.05W	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/> 双方向無線電話 [ P ]	<input type="checkbox"/> F3E 150 MHz (ch 15 - 17)	W	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/> 船舶航空機間双方向無線電話 [ T ]	<input type="checkbox"/> A3E 121.5 123.1 MHz	W	<input type="checkbox"/>			

(日本工業規格A列4番)

2 2枚目 (船舶局に限る。)

		19 無線局の区別		※ 整理番号		
		(1) 法第33条及び第35条の規定により備えている無線設備		(2) (1)以外の無線設備		
電 波 の 型 式 並 び に 希 望 す る 周 波 数 の 範 囲 及 び 空 中 線 電 力	<input type="checkbox"/> 超短波帯 (150 MHz) の無線設備の機器 [ J ]	<input type="checkbox"/> F2B ch 70	W	<input type="checkbox"/> 超短波帯 (150MHz) の無線設備の機器 [ J ]	<input type="checkbox"/> F2B ch 70	W
	<input type="checkbox"/> F3E	W	<input type="checkbox"/> F3E	W		
	<input type="checkbox"/> 中短波帯の無線設備の機器 [ K ]	<input type="checkbox"/> J3E 2182 kHz	W	<input type="checkbox"/> 超短波帯 (150 MHz DSB) の無線設備の機器 [ X ]	<input type="checkbox"/> A3E	W
	<input type="checkbox"/> F1B 2177 2187.5 kHz	W	<input type="checkbox"/> 超短波帯 (40 MHz DSB) の無線設備の機器 [ W ]	<input type="checkbox"/> A3E	W	
	<input type="checkbox"/> F1B 2174.5 kHz	W	<input type="checkbox"/> 短波帯 (27 MHz SSB) の無線設備の機器 [ U ]	<input type="checkbox"/> J3E	W	
	<input type="checkbox"/> 中短波帯及び短波帯の無線設備の機器 [ L ]	<input type="checkbox"/> J3E 2182 kHz	W	<input type="checkbox"/> 短波帯 (27 MHz DSB) の無線設備の機器 [ V ]	<input type="checkbox"/> A3E	W
	<input type="checkbox"/> F1B 2177 2187.5 kHz	W	<input type="checkbox"/> 船上通信設備 [ I ]	<input type="checkbox"/> F3E 457.525 457.55 457.575 MHz	W	
	<input type="checkbox"/> F1B 2174.5 kHz	W	<input type="checkbox"/> レーダー [ G ]	<input type="checkbox"/> PON 9410 MHz	kW	
	<input type="checkbox"/> J3E 4125 6215 8291 12290 16420 kHz	W	<input type="checkbox"/> 簡易型船舶自動識別装置 [ R ]	<input type="checkbox"/> F1D 161.5 - 162.025 MHzまでの25kHz間隔の周波数 22波	2W	
	<input type="checkbox"/> F1B 4207.5 6312 8414.5 12577 16804.5 kHz	W	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> F1B 4177.5 6268 8376.5 12520 16695 kHz	W	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> 船舶自動識別装置 [ S ]	<input type="checkbox"/> F2B ch 70	12.5W	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> F1D 156.025 - 156.5125 MHz, 156.5375 - 157.425 MHz, 160.625 - 160.8875 MHz, 160.9125 - 160.9625 MHz 及び161.5 - 162.025 MHz 12.5kHz間隔の周波数 182波	12.5W	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> F1D 156.025 - 156.5 MHz, 156.55 - 157.425 MHz, 160.625 - 160.875 MHz, 160.925 - 160.95 MHz 及び161.5 - 162.025 MHz 25kHz間隔の周波数 91波	12.5W	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> 捜索救助用レーダートランスポンダ [ M ]	<input type="checkbox"/> QON 9350 MHz	0.4W	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> 捜索救助用位置指示送信装置 [ Q ]	<input type="checkbox"/> F1D 161.975 162.025 MHz	1.0W	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識 [ N ]	<input type="checkbox"/> G1B 406.025 MHz	5.0W	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> G1B 406.028 MHz	5.0W	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> G1B 406.031 MHz	5.0W	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> G1B 406.037 MHz	5.0W	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/> G1B 406.04 MHz	5.0W	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/> A3X 121.5 MHz	0.05W	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/> 設備規則第45条の3の5に規定する無線設備 [ E ]	<input type="checkbox"/> G1B 406.028 MHz	5.0W	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/> G1B 406.031 MHz	5.0W	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/> G1B 406.037 MHz	5.0W	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/> G1B 406.04 MHz	5.0W	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/> A3X 121.5 MHz	0.05W	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/> 双方向無線電話 [ P ]	<input type="checkbox"/> F3E 150 MHz (ch 15 - 17)	W	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/> 船舶航空機間双方向無線電話 [ T ]	<input type="checkbox"/> A3E 121.5 123.1 MHz	W	<input type="checkbox"/>			

(日本工業規格A列4番)

[ 3 略 ]

[注 1 ~ 44 略]

別表第二号の二第 6 船舶局 (特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。)の工事設計書の

様式 (第 4 条、第 12 条関係) (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認

めた場合は、それによることができる。)

[ 1 略 ]

[ 3 同左 ]

[注 1 ~ 44 同左]

別表第二号の二第 6 船舶局 (特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。)の工事設計書の様式 (第 4 条、第 12 条関係) (総

合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによること

ができる。)

[ 1 同左 ]

2 2枚目

		14 無線局の区別			※ 整理番号	
15 特殊な設備						
機器の種類	台数	検定番号等又は名称	製造番号	補足事項		
<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機(超短波帯)	[DSR]					
<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機(中短波帯)	[DSR]					
<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機(中短波帯及び短波帯)	[DSR]					
<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機(英文)	[NR1]					
<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機(和文)	[NRN]					
<input type="checkbox"/> インマルサット高機能グループ呼出受信機	[EGC]					
<input type="checkbox"/> 双方向無線電話(施行規則第28条第5項に規定するものを除く。)	[LP]					
<input type="checkbox"/> 双方向無線電話(施行規則第28条第5項に規定するもの)	[LP]					
<input type="checkbox"/> 船舶航空機間双方向無線電話	[SAW]					
<input type="checkbox"/> 船上通信設備	[FMB]					
<input type="checkbox"/> レーダー	[R]					
<input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識	[SE]					
<input type="checkbox"/> 捜索救助用レーダートランスポンダ	[LTL]					
<input type="checkbox"/> 捜索救助用位置指示送信装置	[ATL]					
<input type="checkbox"/> 設備規則第45条の3の5に規定する無線設備	[VDR]					
<input type="checkbox"/> VHFデータ交換装置	[VDE]					
<input type="checkbox"/> 無線方位測定機	[ADF]					
<input type="checkbox"/> 周波数測定装置	[W]					
<input type="checkbox"/> 地上無線航法装置	[LRN]					
<input type="checkbox"/> 衛星無線航法装置	[GPS]					
<input type="checkbox"/> ファクシミリ受信機	[F]					
<input type="checkbox"/> その他 ( )						

長 辺

(日本工業規格A列4番)

2 2枚目

		14 無線局の区別			※ 整理番号	
15 特殊な設備						
機器の種類	台数	検定番号等又は名称	製造番号	補足事項		
<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機(超短波帯)	[DSR]					
<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機(中短波帯)	[DSR]					
<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機(中短波帯及び短波帯)	[DSR]					
<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機(英文)	[NR1]					
<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機(和文)	[NRN]					
<input type="checkbox"/> インマルサット高機能グループ呼出受信機	[EGC]					
<input type="checkbox"/> 双方向無線電話(施行規則第28条第5項に規定するものを除く。)	[LP]					
<input type="checkbox"/> 双方向無線電話(施行規則第28条第5項に規定するもの)	[LP]					
<input type="checkbox"/> 船舶航空機間双方向無線電話	[SAW]					
<input type="checkbox"/> 船上通信設備	[FMB]					
<input type="checkbox"/> レーダー	[R]					
<input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識	[SE]					
<input type="checkbox"/> 捜索救助用レーダートランスポンダ	[LTL]					
<input type="checkbox"/> 捜索救助用位置指示送信装置	[ATL]					
<input type="checkbox"/> 設備規則第45条の3の5に規定する無線設備	[VDR]					
<input type="checkbox"/> 無線方位測定機	[ADF]					
<input type="checkbox"/> 周波数測定装置	[W]					
<input type="checkbox"/> 地上無線航法装置	[LRN]					
<input type="checkbox"/> 衛星無線航法装置	[GPS]					
<input type="checkbox"/> ファクシミリ受信機	[F]					
<input type="checkbox"/> その他 ( )						

長 辺

(日本工業規格A列4番)

[3・4 略]

[3・4 同左]

[注 1～26 略]

[注 1～26 同左]

別表第二号の三第 3 特定船舶局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除

別表第二号の三第 3 [同左]

く。以下この別表において同じ。）、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標

識のみを設置するものを除く。）及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事

設計書の様式（第 4 条、第 12 条関係）

〔表面〕 略]

〔表面〕 同左]

備考 表中の「」の記載は注記である。

[注1~43 略]

					※ 整理番号	
工 事 設 計 書						
31 機器の種類	32 製造者名	33 検定番号等又は名称	34 製造番号	35 特殊な装置		
<input type="checkbox"/> 27MHz送受信機 (27M)				<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機 (超短波帯) [DSR]		
<input type="checkbox"/> 双方向無線電話 [LP]				<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機 (和文) [NRN]		
<input type="checkbox"/> レーダー [R]				<input type="checkbox"/> 地上無線航法装置 [LRN]		
<input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識 [SE]				<input type="checkbox"/> 衛星無線航法装置 [GPS]		
<input type="checkbox"/> 捜索救助用レーダートランスポンダ [LTL]				<input type="checkbox"/> 選択呼出装置 [S]		
<input type="checkbox"/> 捜索救助用位置指示送信装置 [ATL]				<input type="checkbox"/> 変調信号処理装置 [SM]		
<input type="checkbox"/> 40MHz送受信機 [40M]				<input type="checkbox"/> 無線方位測定機 [ADF]		
<input type="checkbox"/> 150MHz送受信機 (AM) [150]				<input type="checkbox"/> データ伝送装置 [DT]		
<input type="checkbox"/> 携帯型150MHz送受信機 (FM) [JP]				<input type="checkbox"/> その他 ( )		
<input type="checkbox"/> 固定型150MHz送受信機 (FM) [JU]				<input type="checkbox"/> その他 ( )		
<input type="checkbox"/> VHFデータ交換装置 [VDE]				<input type="checkbox"/> その他 ( )		
<input type="checkbox"/> 400MHz送受信機 (FM) [400]				36 ATIS番号		
<input type="checkbox"/> その他 ( )				37 船舶等識別番号		
<input type="checkbox"/> その他 ( )				38 その他の工事設計	<input type="checkbox"/> 法第3章に規定する条件に合致する。	
39 備考						

長 辺 (裏面)

[注1~43 同左]

					※ 整理番号	
工 事 設 計 書						
31 機器の種類	32 製造者名	33 検定番号等又は名称	34 製造番号	35 特殊な装置		
<input type="checkbox"/> 27MHz送受信機 (27M)				<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機 (超短波帯) [DSR]		
<input type="checkbox"/> 双方向無線電話 [LP]				<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機 (和文) [NRN]		
<input type="checkbox"/> レーダー [R]				<input type="checkbox"/> 地上無線航法装置 [LRN]		
<input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識 [SE]				<input type="checkbox"/> 衛星無線航法装置 [GPS]		
<input type="checkbox"/> 捜索救助用レーダートランスポンダ [LTL]				<input type="checkbox"/> 選択呼出装置 [S]		
<input type="checkbox"/> 捜索救助用位置指示送信装置 [ATL]				<input type="checkbox"/> 変調信号処理装置 [SM]		
<input type="checkbox"/> 40MHz送受信機 [40M]				<input type="checkbox"/> 無線方位測定機 [ADF]		
<input type="checkbox"/> 150MHz送受信機 (AM) [150]				<input type="checkbox"/> データ伝送装置 [DT]		
<input type="checkbox"/> 携帯型150MHz送受信機 (FM) [JP]				<input type="checkbox"/> その他 ( )		
<input type="checkbox"/> 固定型150MHz送受信機 (FM) [JU]				<input type="checkbox"/> その他 ( )		
<input type="checkbox"/> 400MHz送受信機 (FM) [400]				36 ATIS番号		
<input type="checkbox"/> その他 ( )				37 船舶等識別番号		
<input type="checkbox"/> その他 ( )				38 その他の工事設計	<input type="checkbox"/> 法第3章に規定する条件に合致する。	
39 備考						

長 辺 (裏面)



第三條 (無線設備規則の一部改正)

第三條 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

目次

第一章 第三章 略

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

第一節 第二節の十三 略

第三節 船舶局及び海岸局並びにインマルサット船舶地球局等の無線設備(第三十七条の二 十八 第四十五条の三の七)

第三節の二 第九節 略

第五章 略

附則

(選択呼出装置等)

第九条の二 次の表の上欄に掲げる無線局で別に告示するものについては、同表の下欄に掲げる装置で別に告示する技術的条件に適合するものを装置しなければならない。

〔表略〕

〔2 5 略〕

6 二六・一MHzを超え二八MHz以下、二九・七MHzを超え四二MHz以下又は一四六MHzを超え一六二・〇

三七五MHz以下の周波数の電波を使用する海上移動業務の無線局のデータ伝送装置(船舶又は海岸局の識別、船舶の位置その他情報を自動的に送受信する機能を有するもの(船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置及びVHFデータ交換装置を除く。)をいう。)は、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。

(空中線電力の許容偏差)  
 第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限(パーセント)	下限(パーセント)
〔一 三 略〕		
三の二 次に掲げる送信設備	四〇	三〇
(一) 船舶自動識別装置 (二) 簡易型船舶自動識別装置 (三) VHFデータ交換装置		

〔四 十八 略〕

〔2 4 略〕

目次

第一章 第三章 同上

第四章 同上

第一節 第二節の十三 同上

第三節 船舶局及び海岸局並びにインマルサット船舶地球局等の無線設備(第三十七条の二 十八 第四十五条の三の五)

第三節の二 第九節 同上

第五章 同上

附則

(選択呼出装置等)

第九条の二 〔同上〕

〔表同上〕

〔2 5 同上〕

6 二六・一MHzを超え二八MHz以下、二九・七MHzを超え四二MHz以下又は一四六MHzを超え一六二・〇

三七五MHz以下の周波数の電波を使用する海上移動業務の無線局のデータ伝送装置(船舶又は海岸局の識別、船舶の位置その他情報を自動的に送受信する機能を有するもの)をいう。)は、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。

(空中線電力の許容偏差)  
 第十四条 〔同上〕

送信設備	許容偏差	
	上限(パーセント)	下限(パーセント)
〔一 三 同上〕		
三の二 船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置	四〇	三〇

〔四 十八 同上〕

〔2 4 同上〕

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

[2] 22 略

23 無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用する無線局（VHF データ交換装置を除く。）の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるところとする。

[表略]

[24] 30 略

31 VHF データ交換装置又はデジタル船上通信設備（F1D 電波及び F1E 電波であつて、四五〇MHz を超え四七〇MHz 以下の周波数を使用する船上通信設備をいう。以下同じ。）の無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、二ナノワット以下でなければならない。

(F3E 電波等を使用する無線局等の無線設備の条件)

第四十条の二 [略]

2 前項の無線局及びデジタル船上通信設備の無線局の送信空中線は、発射する電波の偏波面が垂直となるものであり、かつ、当該無線局の空中線（移動局のものに限る。）の指向特性は、水平面無指向性でなければならない。

3 第一項の無線局及びデジタル船上通信設備の無線局の船上通信設備であつて、四五〇MHz を超え四七〇MHz 以下の周波数の電波を使用するもの（船舶に設置するものに限る。）の送信空中線は、前項の規定によるほか、その高さが航海船橋から三・五メートルを超えるものであつてはならない。

[4] 略

(VHF データ交換装置)

第四十五条の三の六 VHF データ交換装置は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 変調方式は、チャンネル（無線通信規則付録第十八号に規定する周波数であつて、帯域幅が二五kHz のものをいう。以下第三号及び別表第二号74において同じ。）の使用方法に依りて、次のとおりであること。

イ 一のチャンネルを使用するもの 四分のπ差動四相位相変調又は八分のπ差動八相位相変調

ロ 隣接する二のチャンネルを統合して使用するもの マルチサブキャリア一六値直交振幅変調（サブキャリア数は一六とする。）

ハ 隣接する四のチャンネルを統合して使用するもの マルチサブキャリア一六値直交振幅変調（サブキャリア数は三二とする。）

二 通信方式は、単信方式、複信方式又は半複信方式であること。

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 [同上]

[2] 22 同上

23 無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用する無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるところとする。

[表同上]

[24] 30 同上

(F3E 電波等を使用する無線局等の無線設備の条件)

第四十条の二 [同上]

2 前項の無線局の送信空中線は、発射する電波の偏波面が垂直となるものであり、かつ、当該無線局の空中線（移動局のものに限る。）の指向特性は、水平面無指向性でなければならない。

3 第一項の無線局の船上通信設備であつて、四五〇MHz を超え四七〇MHz 以下の周波数の電波を使用するもの（船舶に設置するものに限る。）の送信空中線は、前項の規定によるほか、その高さが航海船橋から三・五メートルを超えるものであつてはならない。

[4] 同上

[新設]

三 隣接チャネル漏洩電力は、次のとおりであること。

イ 一のチャネルを使用するもの 搬送波の周波数から二五Hz離れた周波数の(±)一二・五Hz

五Hzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より六〇デシベル以上低い値

ロ 隣接する二のチャネルを統合して使用するもの 搬送波の周波数から三七・五Hz離れた

周波数の(±)一二・五Hzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より六〇デシベル以上

低い値

ハ 隣接する四のチャネルを統合して使用するもの 搬送波の周波数から六二・五Hz離れた

周波数の(±)一二・五Hzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より六〇デシベル以上

低い値

四 移動する無線局の送信空中線の絶対利得は、二・一四デシベル(±)一デシベル以内であること。

五 総務大臣が別に告示するキャリアセンスを備え付けていること。

(デジタル船上通信設備)

第四十五条の三の七 デジタル船上通信設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければなら

ない。

一 変調方式は、四値周波数偏位変調であること。

二 通信方式は、単信方式又は半複信方式であること。

三 隣接チャネル漏洩電力は、搬送波の周波数から六・二五Hz離れた(±)二・一八七五Hzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より五五デシベル以上低い値であること。

四 送信空中線の絶対利得は、二・一四デシベル以下であること。

(狭帯域デジタル通信方式の無線局の無線設備)

第五十七条の三の二 狭帯域デジタル通信方式(変調方式が四分のπシフト四相位相変調、オフ

セット四相位相変調、四値周波数偏位変調、一六値直交振幅変調又はマルチサブキャリア一六

値直交振幅変調であるものをいう。以下同じ。)の無線局の無線設備であつて、一四二MHzを超え

一七〇MHz以下、二五五MHzを超え二七五MHz以下又は三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の

電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。ただし、放送番組中継を行う固定局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空

港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、無人移動体画像伝送システムの無線局、海岸局、船舶局、船上通信局、航空局、基地局(第四十九条の三十二に定めるものに限る。)、陸上移動局(同条に定めるものに限る。)、実験試験局、アマチュア局及び簡易無線局並びに総務大臣が次に掲げる条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の無線設備については、この限りでない。

一 〇・三 略

二 〇・三 略

二・三 略

〔新設〕

〔第三節の二 同上〕

(狭帯域デジタル通信方式の無線局の無線設備)

第五十七条の三の二 狭帯域デジタル通信方式(変調方式が四分のπシフト四相位相変調、オフ

セット四相位相変調、四値周波数偏位変調、一六値直交振幅変調又はマルチサブキャリア一六

値直交振幅変調であるものをいう。以下同じ。)の無線局の無線設備であつて、一四二MHzを超え

一七〇MHz以下、二五五MHzを超え二七五MHz以下又は三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の

電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。ただし、放送番組中継を行う固定局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空

港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、無人移動体画像伝送システムの無線局、海岸局、船舶局、船上通信局、航空局、基地局(第四十九条の三十二に定めるものに限る。)、陸上移動局(同条に定めるものに限る。)、実験試験局、アマチュア局及び簡

易無線局並びに総務大臣が次に掲げる条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の無線設備については、この限りでない。

一 〇・三 同上

二 〇・三 同上

別表第一号 (第5条関係)  
周波数の許容偏差の表

[表略]

[注1~24 略]

25 450MHzを超え467.5875MHz以下の周波数の電波を使用する船上通信設備の送信設備については、その電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) チャネル間隔が25kHzのもの 5 (10<sup>-6</sup>)

(2) チャネル間隔が6.25kHzのもの 1.5 (10<sup>-6</sup>)

[26~45 略]

46 船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置、捜索救助用位置指示送信装置及びVHFデータ交換装置の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置及び捜索救助用位置指示送信装置の送信設備 500Hz

(2) VHFデータ交換装置

ア 移動しない無線局 5 (10<sup>-6</sup>)

イ 移動する無線局 10 (10<sup>-6</sup>)

[47~57 略]

別表第二号 (第6条関係)

[第1~第36 略]

第37 実数零点単側波帯変調方式又は狭帯域デジタル通信方式の無線局、簡易無線局 (デジタル簡易無線局に限る。)及びデジタル船上通信設備の無線局の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。ただし、第57条の3の2ただし書の規定により総務大臣が別に告示する無線局の無線設備に係るものについては、総務大臣が別に告示する。

[1~3 略]

[第38~第73 略]

第74 VHFデータ交換装置の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

1 一のチャネルを使用するもの 21kHz

2 隣接する二のチャネルを統合して使用する場合 47kHz

3 隣接する四のチャネルを統合して使用する場合 90kHz

別表第三号 (第7条関係)

[1~60 略]

61 VHFデータ交換装置の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
1GHz未満	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が0.25μW以下
1GHz以上	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が1μW以下

別表第一号 (第5条関係)  
周波数の許容偏差の表

[表同左]

[注1~24 同左]

25 450MHzを超え467.58MHz以下の周波数の電波を使用する船上通信設備の送信設備については、その電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、5 (10<sup>-6</sup>)とする。

[26~45 同左]

46 船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置及び捜索救助用位置指示送信装置の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、500Hzとする。 [新設]

[47~57 同左]

別表第二号 (第6条関係)

[第1~第36 同左]

第37 実数零点単側波帯変調方式又は狭帯域デジタル通信方式の無線局及び簡易無線局 (デジタル簡易無線局に限る。)の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。ただし、第57条の3の2ただし書の規定により総務大臣が別に告示する無線局の無線設備に係るものについては、総務大臣が別に告示する。

[1~3 同左]

[第38~第73 同左]

[新設]

別表第三号 (第7条関係)

[1~60 同左]

[新設]

62 船上海信設備（デジタル船上海信設備に限る。）の送信設備の不要発射の強度の許容値は、  
2(1)に規定する値にかかわらず、中心周波数からの離調が9.375kHzを超える周波数帯にお  
いて、0.25μW以下の値とする。  
63 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から62までの規定にかかわらず、その値  
を別に定めることができる。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第四条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以  
下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後 前

（特定無線設備等）  
第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。  
〔一〕七十五 略

七十六 無線設備四十五条の三の六においてその無線設備の条件が定められているVHFデー  
夕交換装置であつて、船舶局に使用するもの  
七十七 無線設備四十五条の三の七においてその無線設備の条件が定められているデジタル船  
上海信設備

別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

〔1〕(2) 略

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかど  
うかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれ  
ぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこ  
れと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

置 装 一	二 試験項目	三 測定器等	四 特定無線設備の種別
			略
			備設線無の号五十七第七項一第一条二第
			備設線無の号六十七第七項一第一条二第
			備設線無の号七十七第七項一第一条二第

〔新設〕  
61 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から60までの規定にかかわらず、その値  
を別に定めることができる。

（特定無線設備等）  
第二条 〔同上〕  
〔一〕七十五 同上  
〔新設〕  
〔新設〕

〔新設〕

〔2〕 同上

別表第一号 〔同上〕

一 〔同上〕

〔1〕(2) 同上

(3) 〔同上〕

ア 〔同上〕

置 装 一	二 試験項目	三 測定器等	四 特定無線設備の種別
			〔同上〕
			備設線無の号五十七第七項一第一条二第



【二・三略】

【イ・ウ略】

【注1~23略】

置 装 信 受												搬送波を送信していないときの電力	搬送波を送信しているときの電力																																																		
総合歪及び雑音	歪率雑音計	ダイエンファシ特性	直線検波器	低周波発振器	周波数計	局部発振器の周波数変動	標準信号発生器	レベル計又は歪率雑音計	標準信号発生器	レベル計	感度抑圧効果	標準信号発生器	レベル計	相互変調特性	標準信号発生器	レベル計又は歪率雑音計	周波数計	低周波発振器	直線検波器	標準信号発生器	歪率雑音計	送信速度	低周波発振器	オシロスコープ	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	副次的に発する電波等の限度	電界強度測定器又はスペクトル分析器	感度	標準信号発生器	レベル計又は歪率雑音計	通過帯域幅	標準信号発生器	周波数計	レベル計	減衰量	標準信号発生器	周波数計	レベル計	スプリアス・レスポンス	標準信号発生器	レベル計又は歪率雑音計	隣接チャネル選択度	標準信号発生器	レベル計又はオシロスコープ	感度抑圧効果	標準信号発生器	レベル計	相互変調特性	標準信号発生器	レベル計又は歪率雑音計	周波数計	局部発振器の周波数変動	標準信号発生器	レベル計	ダイエンファシ特性	直線検波器	低周波発振器	歪率雑音計	総合歪及び雑音	歪率雑音計	○	○	○

【二・三同上】

【イ・ウ同上】

【注1~23 同上】

置 装 信 受												搬送波を送信していないときの電力	搬送波を送信しているときの電力																																																		
総合歪及び雑音	歪率雑音計	ダイエンファシ特性	直線検波器	低周波発振器	周波数計	局部発振器の周波数変動	標準信号発生器	レベル計又は歪率雑音計	標準信号発生器	レベル計	感度抑圧効果	標準信号発生器	レベル計	相互変調特性	標準信号発生器	レベル計又は歪率雑音計	周波数計	低周波発振器	直線検波器	標準信号発生器	歪率雑音計	送信速度	低周波発振器	オシロスコープ	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	副次的に発する電波等の限度	電界強度測定器又はスペクトル分析器	感度	標準信号発生器	レベル計又は歪率雑音計	通過帯域幅	標準信号発生器	周波数計	レベル計	減衰量	標準信号発生器	周波数計	レベル計	スプリアス・レスポンス	標準信号発生器	レベル計又は歪率雑音計	隣接チャネル選択度	標準信号発生器	レベル計又はオシロスコープ	感度抑圧効果	標準信号発生器	レベル計	相互変調特性	標準信号発生器	レベル計又は歪率雑音計	周波数計	局部発振器の周波数変動	標準信号発生器	レベル計	ダイエンファシ特性	直線検波器	低周波発振器	歪率雑音計	総合歪及び雑音	歪率雑音計	○		

様式第 7 号 (第 8 条、第 20 条、第 27 条及び第 36 条関係)  
表示は、次の様式に記号区及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものと  
する。

[様式略]

[注 1 ~ 3 略]

4 技術基準適合証明番号の最初の 3 文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4 文字目又は 4 文字目及び 5 文字目は特定無線設備の種類に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種類	記号
[略]	
第 2 条第 1 項第 75 号に掲げる無線設備	C R
第 2 条第 1 項第 76 号に掲げる無線設備	P T
第 2 条第 1 項第 77 号に掲げる無線設備	Q T

[5 略]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(登録検査等事業者等規則の一部改正)

第五条 登録検査等事業者等規則(平成九年郵政省令第七十六号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

別表第五号 登録検査等事業者(点検の事業のみを行う者を除く)が行う検査の実施項目(第十条第一項関係)	
第一・第二 略	
第三 無線設備	
一・一の二 略	
二 電気的特性の検査	
無線局の種類及び無線設備名	検査の項目
[略]	[一~四 略]
局船舶	
船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置及び VHF データ交換装置	[一~四 略]
[略]	
[注 1 ~ 3 略]	
[三 略]	

様式第 7 号 (第 8 条、第 20 条、第 27 条及び第 36 条関係)

[同左]

[様式同左]

[注 1 ~ 3 同左]

4 [同左]

特定無線設備の種類	記号
[同左]	
第 2 条第 1 項第 75 号に掲げる無線設備	C R

[5 同左]

改 正 前

別表第五号 [同左]	
第一・第二 同上	
第三 無線設備	
一・一の二 同上	
二 電気的特性の検査	
無線局の種類及び無線設備名	検査の項目
[同上]	[一~四 同上]
局船舶	
船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置	[一~四 同上]
[同上]	
[注 1 ~ 3 同上]	
[三 同上]	



別表第七号 登録検査等事業者等が行う点検の実施項目(第十九条第一項関係)

〔第一・第二略〕

第三 無線設備

〔一・一の二略〕

二 電気的特性の点検

無線局の種類及び無線設備名	[略]		点検の項目	備考
	船	[略]		
局 船 船	船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置及びVHFデータ交換装置	[二、四略]		
	[略]			

〔注1、4略〕

〔三略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第二十三号

法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)第十九条第二項及び第二十条第二項並びに不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第七条(他の法令の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月二十五日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令

法務大臣 上川 陽子

第一条 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則(平成十三年法務省令第十二号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

福岡法務局			
支局	出張所	位置	管 轄 区 域
[略]			
筑 紫	(筑紫)	福岡県 筑紫野市	福岡県の内 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 那珂川市

福岡法務局			
支局	出張所	位置	管 轄 区 域
[同上]			
筑 紫	(筑紫)	福岡県 筑紫野市	福岡県の内 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 筑紫郡

別表第七号 [同上]

〔第一・第二同上〕

第三 無線設備

〔一・一の二 同上〕

二 電気的特性の点検

無線局の種類及び無線設備名	[同上]		点検の項目	備考
	船	[同上]		
局 船 船	船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置	[二、四 同上]		
	[同上]			

〔注1、4 同上〕

〔三 同上〕

備考 表中の「」は注記である。

○総務省告示第三百三十五号  
無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第五十六条の規定に基づき、昭和五十九年郵政省告示第九百六十四号（海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件）の一部を次のように改正する。  
平成三十年九月二十五日  
総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものに当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正前	改正後	改正前	改正後																																																																																				
<p>1 船舶局が使用することができる電波の型式及び周波数 〔1〕～〔3〕 略</p> <p>(4) 30,005kHz以上の周波数 〔ア〕 略 〔イ〕 無線通信規則付録第18号の表に掲げるもの 〔表略〕 〔注1～14 略〕</p> <p>15 (5)は、デジタルデータ通信を行う場合に限る。この場合の電波の型式はD1D、D7D、G1D又はG7Dとする。ただし、平成32年3月31日まではF3Eとしても使用することができる。 〔16～18 略〕 〔ウ 略〕 エ ア、イ及びウ以外のもの</p>	<p>1 船舶局が使用することができる電波の型式及び周波数 〔1〕～〔3〕 略</p> <p>(4) 30,005kHz以上の周波数 〔ア〕 同左 〔イ〕 無線通信規則付録第18号の表に掲げるもの 〔表同左〕 〔注1～14 同左〕</p> <p>15 (5)は、デジタルデータ通信を行う場合に限る。この場合の電波の型式はD1D、D1B又はG7Wとする。ただし、平成32年3月31日まではF3Eとしても使用することができる。 〔16～18 同左〕 〔ウ 同左〕 エ ア、イ及びウ以外のもの</p>	<p>使用電波の型式及び周波数 (MHz)</p> <p>呼出し、応答及び準備信号の送信その他の全ての通信</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">F 3 E</th> <th>F 1 D 及び F 1 E</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>チャンネル幅25kHz</td> <td>チャンネル幅12.5kHz</td> <td>チャンネル幅6.25kHz</td> </tr> <tr> <td>149.65 (1)</td> <td>467.6 (5)(6)</td> <td>457.515625(5)</td> </tr> <tr> <td>150.53 (1)</td> <td>467.6125(5)(6)</td> <td>457.521875(5)</td> </tr> <tr> <td>151.09 (1)</td> <td>467.625 (5)(6)</td> <td>457.528125(5)</td> </tr> <tr> <td>151.33 (1)</td> <td></td> <td>457.534375(5)</td> </tr> <tr> <td>152.37 (1)</td> <td></td> <td>457.540625(5)</td> </tr> <tr> <td>153.49 (1)</td> <td></td> <td>457.546875(5)</td> </tr> <tr> <td>157.49 (1)</td> <td></td> <td>457.553125(5)</td> </tr> <tr> <td>158.53 (1)</td> <td></td> <td>457.559375(5)</td> </tr> <tr> <td>158.57 (1)</td> <td></td> <td>457.565625(5)</td> </tr> <tr> <td>158.69 (1)</td> <td></td> <td>457.571875(5)</td> </tr> <tr> <td>158.85 (2)</td> <td></td> <td>457.578125(5)</td> </tr> <tr> <td>158.89 (1)</td> <td></td> <td>457.584375(5)</td> </tr> </tbody> </table>	F 3 E		F 1 D 及び F 1 E	チャンネル幅25kHz	チャンネル幅12.5kHz	チャンネル幅6.25kHz	149.65 (1)	467.6 (5)(6)	457.515625(5)	150.53 (1)	467.6125(5)(6)	457.521875(5)	151.09 (1)	467.625 (5)(6)	457.528125(5)	151.33 (1)		457.534375(5)	152.37 (1)		457.540625(5)	153.49 (1)		457.546875(5)	157.49 (1)		457.553125(5)	158.53 (1)		457.559375(5)	158.57 (1)		457.565625(5)	158.69 (1)		457.571875(5)	158.85 (2)		457.578125(5)	158.89 (1)		457.584375(5)	<p>使用電波の型式及び周波数 (MHz)</p> <p>呼出し、応答及び準備信号の送信その他の全ての通信</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">F 3 E、F 1 E</th> <th>チャンネル幅6.25kHz(1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>チャンネル幅25kHz</td> <td>チャンネル幅12.5kHz</td> <td></td> </tr> <tr> <td>149.65 (2)</td> <td>457.525 (5)(6)</td> <td>457.515625(5)(6)</td> </tr> <tr> <td>150.53 (2)</td> <td>457.5375(6)</td> <td>457.521875(5)(6)</td> </tr> <tr> <td>151.09 (2)</td> <td>457.55 (6)</td> <td>457.528125(5)(6)</td> </tr> <tr> <td>151.33 (2)</td> <td>457.5625(6)</td> <td>457.534375(6)</td> </tr> <tr> <td>152.37 (2)</td> <td>457.575 (6)</td> <td>457.540625(6)</td> </tr> <tr> <td>153.49 (2)</td> <td>467.525 (6)</td> <td>457.546875(6)</td> </tr> <tr> <td>157.49 (2)</td> <td>467.5375(6)</td> <td>457.553125(6)</td> </tr> <tr> <td>158.53 (2)</td> <td>467.55 (6)</td> <td>457.559375(6)</td> </tr> <tr> <td>158.57 (2)</td> <td>467.5625(6)</td> <td>457.565625(6)</td> </tr> <tr> <td>158.69 (2)</td> <td>467.575 (6)</td> <td>457.571875(6)</td> </tr> <tr> <td>158.85 (3)</td> <td></td> <td>457.578125(6)</td> </tr> <tr> <td>158.89 (2)</td> <td></td> <td>457.584375(6)</td> </tr> </tbody> </table>	F 3 E、F 1 E		チャンネル幅6.25kHz(1)	チャンネル幅25kHz	チャンネル幅12.5kHz		149.65 (2)	457.525 (5)(6)	457.515625(5)(6)	150.53 (2)	457.5375(6)	457.521875(5)(6)	151.09 (2)	457.55 (6)	457.528125(5)(6)	151.33 (2)	457.5625(6)	457.534375(6)	152.37 (2)	457.575 (6)	457.540625(6)	153.49 (2)	467.525 (6)	457.546875(6)	157.49 (2)	467.5375(6)	457.553125(6)	158.53 (2)	467.55 (6)	457.559375(6)	158.57 (2)	467.5625(6)	457.565625(6)	158.69 (2)	467.575 (6)	457.571875(6)	158.85 (3)		457.578125(6)	158.89 (2)		457.584375(6)
F 3 E		F 1 D 及び F 1 E																																																																																					
チャンネル幅25kHz	チャンネル幅12.5kHz	チャンネル幅6.25kHz																																																																																					
149.65 (1)	467.6 (5)(6)	457.515625(5)																																																																																					
150.53 (1)	467.6125(5)(6)	457.521875(5)																																																																																					
151.09 (1)	467.625 (5)(6)	457.528125(5)																																																																																					
151.33 (1)		457.534375(5)																																																																																					
152.37 (1)		457.540625(5)																																																																																					
153.49 (1)		457.546875(5)																																																																																					
157.49 (1)		457.553125(5)																																																																																					
158.53 (1)		457.559375(5)																																																																																					
158.57 (1)		457.565625(5)																																																																																					
158.69 (1)		457.571875(5)																																																																																					
158.85 (2)		457.578125(5)																																																																																					
158.89 (1)		457.584375(5)																																																																																					
F 3 E、F 1 E		チャンネル幅6.25kHz(1)																																																																																					
チャンネル幅25kHz	チャンネル幅12.5kHz																																																																																						
149.65 (2)	457.525 (5)(6)	457.515625(5)(6)																																																																																					
150.53 (2)	457.5375(6)	457.521875(5)(6)																																																																																					
151.09 (2)	457.55 (6)	457.528125(5)(6)																																																																																					
151.33 (2)	457.5625(6)	457.534375(6)																																																																																					
152.37 (2)	457.575 (6)	457.540625(6)																																																																																					
153.49 (2)	467.525 (6)	457.546875(6)																																																																																					
157.49 (2)	467.5375(6)	457.553125(6)																																																																																					
158.53 (2)	467.55 (6)	457.559375(6)																																																																																					
158.57 (2)	467.5625(6)	457.565625(6)																																																																																					
158.69 (2)	467.575 (6)	457.571875(6)																																																																																					
158.85 (3)		457.578125(6)																																																																																					
158.89 (2)		457.584375(6)																																																																																					

158.93 (1)(3)	467.515625(5)
159.03 (1)(3)	467.521875(5)
159.05 (1)	467.528125(5)
159.07 (1)(3)	467.534375(5)
159.17 (1)	467.540625(5)
161.05 (1)(3)	467.546875(5)
457.525(4)(5)	467.553125(5)
457.55 (5)	467.559375(5)
457.575(5)	467.565625(5)
	467.571875(5)
	467.578125(5)
	467.584375(5)

注 1 (1)は、日本周辺海域において使用する場  
合に限る。

[割る]

- 2 (2)は、日本周辺海域（沖縄県周辺海域を除く。）において使用する場  
合に限る。
- 3 (3)は、電波の型式 F 2 D を使用することができる。
- 4 (4)は、日本沿岸海域において使用する場合は、水先業務及び引き船の業務に使用す  
る無線局に混信を与えない場合に限る。
- 5 (5)は、船上通信設備を使用して通信を行う場  
合に限る。
- 6 (6)は、日本周辺海域で水先業務若しくは引き船の業務又はこれらの業務に関連する  
船舶の接岸若しくは係留の業務の通信を行う場  
合に限る。

〔5〕 略]

2 海岸局が使用することができる電波の型式及び周波数

〔1〕 略]

(2) 4,000kHz以上の周波数

ア 港湾通信の海岸局

[表略]

[注 1～6 略]

7 (7)は、デジタルデータ通信を行う場  
合に限る。この場合の電波の型式は D 1 D、D  
7 D、G 1 D 又は G 7 D である。ただし、平成 32 年 3 月 31 日までは F 3 E としても使  
用することができる。

[8～10 略]

イ ア以外の海岸局

[表略]

[注 1～8 略]

9 (9)は、デジタルデータ通信を行う場  
合に限る。この場合の電波の型式は D 1 D、D  
7 D、G 1 D 又は G 7 D とする。ただし、平成 32 年 3 月 31 日までは F 3 E としても使  
用することができる。

[10・11 略]

158.93 (2)(4)	467.515625(6)
159.03 (2)(4)	467.521875(6)
159.05 (2)	467.528125(6)
159.07 (2)(4)	467.534375(6)
159.17 (2)	467.540625(6)
161.05 (2)(4)	467.546875(6)
457.525(5)(6)	467.553125(6)
457.55 (6)	467.559375(6)
457.575(6)	467.565625(6)
467.525(6)	467.571875(6)
467.55 (6)	467.578125(6)
467.575(6)	467.584375(6)

注 1 (1)は、電波の型式が F 1 E の場  
合に限る。

- 2 (2)は、日本周辺海域（沖縄県周辺海域を除く。）において使用する場  
合に限る。
- 3 (3)は、日本周辺海域（沖縄県周辺海域を除く。）において使用する場  
合に限る。
- 4 (4)は、電波の型式 F 2 D を使用することができる。
- 5 (5)は、日本沿岸海域において使用する場合は、水先業務及び引き船の業務に使用す  
る無線局に混信を与えない場合に限る。
- 6 (6)は、船上通信設備を使用して通信を行う場  
合に限る。

〔新設〕

〔5〕 同左]

2 海岸局が使用することができる電波の型式及び周波数

〔1〕 同左]

(2) 4,000kHz以上の周波数

ア 港湾通信の海岸局

[表同左]

[注 1～6 同左]

7 (7)は、デジタルデータ通信を行う場  
合に限る。この場合の電波の型式は D 1 D、D  
1 B 又は G 7 W である。ただし、平成 32 年 3 月 31 日までは F 3 E としても使用す  
ることができる。

[8～10 同左]

イ ア以外の海岸局

[表同左]

[注 1～8 同左]

9 (9)は、デジタルデータ通信を行う場  
合に限る。この場合の電波の型式は D 1 D、D  
1 B 又は G 7 W とする。ただし、平成 32 年 3 月 31 日までは F 3 E としても使  
用することができる。

[10・11 同左]

3 船上通信局が使用することができる電波の型式及び周波数  
 [(1) 略]  
 (2) 400MHz帯

使用電波の型式及び周波数 (MHz)		
呼出し、応答及び準備信号の送信その他の全ての通信		
F 3 E		
チャンネル幅25kHz	チャンネル幅12.5kHz	チャンネル幅6.25kHz
457.525(1)	467.6 (2)	457.515625
457.55	467.6125(2)	457.521875
457.575	467.625 (2)	457.528125
		457.534375
		457.540625
		457.546875
		457.553125
		457.559375
		457.565625
		457.571875
		457.578125
		467.515625
		467.521875
		467.528125
		467.534375
		467.540625
		467.546875
		467.553125
		467.559375
		467.565625
		467.571875
		467.578125
		467.584375

注 1 (1)は、日本沿岸海域において使用する場合は、水先業務及び引き船の業務に使用する無線局に混信を与えない場合に限る。

[判る]

2 (2)は、日本沿岸海域で水先業務若しくは引き船の業務又はこれらの業務に関連する船舶の接岸若しくは係留の業務の通信を行う場合に限る。  
 [判る]

[4 略]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

3 船上通信局が使用することができる電波の型式及び周波数  
 [(1) 同左]  
 (2) 400MHz帯

使用電波の型式及び周波数 (MHz)		
呼出し、応答及び準備信号の送信その他の全ての通信		
F 3 E、F 1 E		
チャンネル幅25kHz	チャンネル幅12.5kHz(1)	チャンネル幅6.25kHz(1)
457.525(2)	457.525 (2)	457.515625(2)
457.55	457.5375	457.521875(2)
457.575	457.55	457.528125(2)
467.525	457.5625	457.534375
467.55	457.575	457.540625
467.575	467.525	457.546875
	467.5375	457.553125
	467.55	457.559375
	467.5625	457.565625
	467.575	457.571875
	467.6 (3)(4)	457.578125
	467.6125(3)(4)	457.584375
	467.625 (3)(4)	467.515625
		467.521875
		467.528125
		467.534375
		467.540625
		467.546875
		467.553125
		467.559375
		467.565625
		467.571875
		467.578125
		467.584375

注 1 (1)は、電波の型式が F 1 E の場合に限る。

2 (2)は、日本沿岸海域において使用する場合は、水先業務及び引き船の業務に使用する無線局に混信を与えない場合に限る。

3 (3)は、日本沿岸海域で水先業務若しくは引き船の業務又はこれらの業務に関連する船舶の接岸若しくは係留の業務の通信を行う場合に限る。

4 (4)は、電波の型式が F 3 E の場合に限る。

[4 同左]

○総務省告示第百三十六号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注29の規定に基づき、平成十八年総務省告示第五十七号（船舶又は航空機に設置する無線航行のためのレーダー等の送信設備に指定する周波数及びその指定周波数帯を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年九月二十五日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

総務大臣 野田 聖子

改正後

改正前

1 船舶又は航空機に設置する無線航行のためのレーダー

〔1〕 略

(2) 航空機に設置するもの

周波数	指定周波数帯
5,400MHz	5,385MHzから5,415MHzまで
9,400MHz	9,300MHzから9,500MHzまで

〔2～4 略〕

1 船舶又は航空機に設置する無線航行のためのレーダー

〔1〕 同左

(2) 航空機に設置するもの

周波数	指定周波数帯
5,400MHz	5,385MHzから5,415MHzまで
9,345MHz	9,320MHzから9,370MHzまで
9,375MHz	9,350MHzから9,400MHzまで

〔2～4 同左〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

○総務省告示第百三十七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十四条の六第一号の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第四百七十一号（小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年九月二十五日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

小規模な船舶局に使用する無線設備（義務船舶局及び義務船舶局以外の船舶であつて国際航海に従事する船舶の船舶局の無線設備を除く。）は、次のとおりとする。

一 H 三 E 電波又は J 三 E 電波二六・一 MHz を超え二八 MHz 以下の周波数を使用する空中線電力二五

ワット以下の検定規則による型式検定に合格したもの（施行規則第十一条の五の規定により型式検定を要しない機器とされたものを含む。以下同じ。）又は適合表示無線設備（法第四条第一項第二号の適合表示無線設備をいう。以下同じ。）

二 A 二 D 電波又は A 三 E 電波二六・一七五 MHz を超え二八 MHz 以下の周波数を使用する空中線電力

一ワット以下の検定規則による型式検定に合格したもの又は適合表示無線設備

三 A 二 D 電波又は A 三 E 電波二九・七五 MHz を超え四一 MHz 以下の周波数を使用する空中線電力五

ワット以下の検定規則による型式検定に合格したもの又は適合表示無線設備

四 A 二 D 電波又は A 三 E 電波一五四・六七五 MHz を超え一六二・〇三七五 MHz 以下の周波数を使用する空中線電力一ワット以下の検定規則による型式検定に合格したもの又は適合表示無線設備

一 H 三 E 電波又は J 三 E 電波二六・一 MHz を超え二八 MHz 以下の周波数を使用する空中線電力二五

ワット以下の適合表示無線設備（法第四条第一項第二号の適合表示無線設備をいう。以下同じ。）

二 A 二 D 電波又は A 三 E 電波二六・一七五 MHz を超え二八 MHz 以下の周波数を使用する空中線電力

一ワット以下の適合表示無線設備

三 A 二 D 電波又は A 三 E 電波二九・七五 MHz を超え四一 MHz 以下の周波数を使用する空中線電力五

ワット以下の適合表示無線設備

四 A 二 D 電波又は A 三 E 電波一五四・六七五 MHz を超え一六二・〇三七五 MHz 以下の周波数を使用する空中線電力一ワット以下の適合表示無線設備

五 前三項の検定期則による型式検定に合格したものの又は適合表示無線設備に接続して使用するデータ伝送装置を備える無線設備

六 F二B電波又はF三E電波一五六MHzを超え一五七・四五MHz以下の周波数を使用する空中線電カ二五ワット以下の検定期則による型式検定に合格したものの又は適合表示無線設備

七 略

八 レーダー(検定期則による型式検定に合格したもの又は適合表示無線設備に限る。)

九 船舶自動識別装置(検定期則による型式検定に合格したものに限り)又は簡易型船舶自動識別装置(適合表示無線設備に限る。)

十 略

十五 VHFデータ交換装置(適合表示無線設備に限る。)

十六 略

十七 略

十七 前各項に掲げる無線設備であつて、無線設備規則の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第十九号。以下「平成十七年改正省令」という。)による改正前の設備規則の規定に基づき、同規定に適合することにより表示が付された無線設備又は検定期則による型式検定に合格した無線設備のうち、平成十七年改正省令による改正後の設備規則の規定に適合するもの

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○総務省告示第三百三十八号

登録検査等事業者等規則(平成九年郵政省令第七十六号)第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十八号(登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件)の一部を次のように改正する。

平成三十年九月二十五日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに改める。

総務大臣 野田 聖子

五 前三項の適合表示無線設備に接続して使用するデータ伝送装置を備える無線設備

六 F二B電波又はF三E電波一五六MHzを超え一五七・四五MHz以下の周波数を使用する空中線電カ二五ワット以下の適合表示無線設備

七 同上

八 レーダー(検定期則による型式検定に合格したもの(施行規則第十一条の五の規定により型式検定を要しない機器とされたものを含む。以下同じ。))又は適合表示無線設備に限る。)

九 簡易型船舶自動識別装置(適合表示無線設備に限る。)

十 略

十五 略

十六 略

十六 無線設備規則の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第十九号。以下「平成十七年改正省令」という。)による改正前の設備規則の規定に適合する無線設備であつて、平成十七年改正省令による改正後の設備規則の規定に適合するもの

【新設】

改 正 後		改 正 前	
-------	--	-------	--

第2 船舶局及び船舶地球局の検査実施要領

【1・2 略】

3 無線設備等

【一 略】

二 電気的特性

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
【1~4 略】		
5 空中線電力	【1~6 略】	【略】
7 船舶局の送信装置であつて、設備規則により次の条件のあるものについて、その適否を調べる。	船舶局の送信装置であつて、設備規則により次の条件のあるものについて、その適否を調べる。	

第2 船舶局及び船舶地球局の検査実施要領

【1・2 同左】

3 無線設備等

【一 同左】

二 電気的特性

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
【1~4 同左】		
5 空中線電力	【1~6 同左】	【同左】
7 船舶局の送信装置であつて、設備規則により次の条件のあるものについて、その適否を調べる。	船舶局の送信装置であつて、設備規則により次の条件のあるものについて、その適否を調べる。	

	<p>[1] 略</p> <p>(2) 低下装置の備付けを要するもの</p>	<p>[1～3 略]</p> <p>4 時分割多元接続方式により通信を行う船舶局の送信装置であって R R 付録第 18 号の表に掲げる周波数の電波を使用するものは、その空中線電力を 0.7W から 1.4W までの間に容易に低下することができないときは、「不可」とする。</p>
[6 略]		

三 総合試験

検査を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地に通信を行って、その通信の状況等を確認する。無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任された無線従事者が行うものとする。

<p>[注 1～3 略]</p> <p>検査対象無線局の種類</p>	<p>総合試験の方法等</p>	<p>検査の成績</p>
1 船舶局	<p>[1～4 略]</p> <p>5 特殊な設備及び附属装置については、次のとおりとする。</p> <p>[1]～(4) 略</p> <p>(5) D S C 専用受信機、ナフテックス受信機及びインマルサット高機能グループ呼出受信機については、自己診断試験により動作の良否を確認する。</p> <p>(6) V H F データ交換装置については、実地通信を行い、感度、受信データ等から通信の状況を確認する。</p>	<p>良好に動作しないときは、「不可」とする。</p>
[2 略]		

[注 1・注 2 略]

	<p>[1] 同左</p> <p>(2) 低下装置の備付けを要するもの</p>	<p>[1～3 同左]</p> <p>4 時分割多元接続方式により通信を行う船舶局の送信装置であって R R 付録第 18 号の表に掲げる周波数の電波を使用するものは、その空中線電力を 2 W 以下に容易に低下することができないときは、「不可」とする。</p>
[6 同左]		

三 総合試験

検査を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地に通信を行って、その通信の状況等を確認する。無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任された無線従事者が行うものとする。

<p>[注 1～3 同左]</p> <p>検査対象無線局の種類</p>	<p>総合試験の方法等</p>	<p>検査の成績</p>
1 船舶局	<p>[1～4 同左]</p> <p>5 特殊な設備及び附属装置については、次のとおりとする。</p> <p>[1]～(4) 同左</p> <p>(5) D S C 専用受信機、ナフテックス受信機及びインマルサット高機能グループ呼出受信機については、自己診断試験により動作の良否を確認する。</p>	<p>良好に動作しないときは、「不可」とする。</p>
[2 同左]		

[注 1・注 2 同左]

備考 表中の「」の記載は括弧記号を省略する。

○総務省告示第百三十九号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条及び別表第七号第三の三の三の三の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三の三の三の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年九月二十五日

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

総務大臣 野田 聖子

改正後		改正前																									
<p>[1・2 略]</p> <p>3 無線設備等 [一～二 略]</p> <p>三 総合試験</p> <p>点検を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地通信を行って、その通信の状況等を確認する。無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任された無線従事者が行うものとする。</p>	<p>[1・2 同左]</p> <p>3 無線設備等 [一～二 同左]</p> <p>三 総合試験</p> <p>点検を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地通信を行って、その通信の状況等を確認する。無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任された無線従事者が行うものとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>点検対象無線局等の種別</th> <th>総合試験の方法等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[1 略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>2 船舶局</td> <td>(1)～(4) 略 (5) 特殊な設備及び附属装置については、次のとおりとする。 [ア～カ 略] キ VHFデータ交換装置については、実地通信を行い、感度、受信データ等から通信の状況を確認する。</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[3～6 略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1・注2 略]</p>	点検対象無線局等の種別	総合試験の方法等	備考	[1 略]	[略]	[略]	2 船舶局	(1)～(4) 略 (5) 特殊な設備及び附属装置については、次のとおりとする。 [ア～カ 略] キ VHFデータ交換装置については、実地通信を行い、感度、受信データ等から通信の状況を確認する。	[略]	[3～6 略]	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>点検対象無線局等の種別</th> <th>総合試験の方法等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[1 同左]</td> <td>[同左]</td> <td>[同左]</td> </tr> <tr> <td>2 船舶局</td> <td>(1)～(4) 同左 (5) 特殊な設備及び附属装置については、次のとおりとする。 [ア～カ 同左] [新設]</td> <td>[同左]</td> </tr> <tr> <td>[3～6 同左]</td> <td>[同左]</td> <td>[同左]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1・注2 同左]</p>	点検対象無線局等の種別	総合試験の方法等	備考	[1 同左]	[同左]	[同左]	2 船舶局	(1)～(4) 同左 (5) 特殊な設備及び附属装置については、次のとおりとする。 [ア～カ 同左] [新設]	[同左]	[3～6 同左]	[同左]	[同左]
点検対象無線局等の種別	総合試験の方法等	備考																									
[1 略]	[略]	[略]																									
2 船舶局	(1)～(4) 略 (5) 特殊な設備及び附属装置については、次のとおりとする。 [ア～カ 略] キ VHFデータ交換装置については、実地通信を行い、感度、受信データ等から通信の状況を確認する。	[略]																									
[3～6 略]	[略]	[略]																									
点検対象無線局等の種別	総合試験の方法等	備考																									
[1 同左]	[同左]	[同左]																									
2 船舶局	(1)～(4) 同左 (5) 特殊な設備及び附属装置については、次のとおりとする。 [ア～カ 同左] [新設]	[同左]																									
[3～6 同左]	[同左]	[同左]																									

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

○総務省告示第百四十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十三条の三の三の規定により、船上通信局又は船舶局が船上通信設備を使用して通信を行う場合のF1D電波及びF1E電波又はF3E電波四五〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数を次のように定める。

なお、昭和五十二年郵政省告示第四百二十一号（F3E電波四五〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数を定める件）は、廃止する。

平成三十年九月二十五日

総務大臣 野田 聖子

船上通信局又は船舶局が船上通信設備を使用して通信を行う場合のF1D電波及びF1E電波又はF3E電波四五〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数は、次の表のとおりとする。

電波の型式	周波数
F1D及びF1E	四五七・五一五六二五MHz以上四五七・五八四三七五MHz以下の周波数であつて、四五七・五二五六二五MHz及び四五七・五一五六二五MHzに六・二五kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に二〇MHzを加えたもの
F3E	四五七・五二五MHz、四五七・五五MHz、四五七・五七五MHz、四六七・六MHz、四六七・六一二五MHz及び四六七・六二五MHz



○総務省告示第三百四十一号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十五条の三の六第五号の規定に基づき、VHFデータ交換装置のキャリアセンスの技術的条件を次のように定める。

平成三十年九月二十五日  
総務大臣 野田 聖子

- 一 VHFデータ交換装置のキャリアセンスの技術的条件は、次のとおりとする。  
電波を放射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする他の無線局から放射された電波を受信したときの受信機入力レベルが受信感度レベルの値以上であつて、雑音レベルに〇デシベルを加算した値又は（一）七七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下同じ）を超える場合は、電波の放射を行わないものであること。ただし、応答のための信号の送信については、この限りでない。
- 二 キャリアセンスの受信帯域幅は、送信する周波数の電波のチャンネル（無線通信規則付録第十八号に規定する周波数であつて帯域幅が二五kHzのもの）をいう。以下同じ。）の使用方法に応じて、次のとおりであること。
  - 1 一のチャンネルを使用するもの 二五kHz
  - 2 隣接する二のチャンネルを統合して使用するもの 五〇kHz
  - 3 隣接する四のチャンネルを統合して使用するもの 一〇〇kHz

○総務省告示第三百四十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成三十年九月二十五日  
総務大臣 野田 聖子

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げるものように改め、変更前欄に掲げる対象規定を変更後欄にこれに対応するもの掲げないものは、これを削る。

- 三 キャリアセンスの受信時間は、送信開始前の二ミリ秒以上であること。
- 四 雑音レベルの値は、受信機入力レベルを二ミリ秒毎に一分間連続して測定した値のうち最小値とし、毎分更新するものであること。
- 五 受信感度レベルは、受信帯域幅、変調方式及び無線局の種類に応じて、次の表に掲げる値であること。

受信帯域幅	変調方式	無線局の種類	受信感度レベル
二五kHz	四分のπ差動四相位相変調又は八分のπ差動八相位相変調	海岸局又は船舶局	(一) 一〇七デシベル
五〇kHz	マルチサブキャリア一六値直交振幅変調（サブキャリア数は一六とする。）	海岸局	(一) 一〇六デシベル
		船舶局	(一) 一〇三デシベル
一〇〇kHz	マルチサブキャリア一六値直交振幅変調（サブキャリア数は三二とする。）	海岸局	(一) 一〇三デシベル
		船舶局	(一) 九八デシベル

変 更 後

変 更 前

第2 周波数割当表  
[1~7 略]

第2 周波数割当表  
[1~7 同左]

周波数割当表

周波数割当表

[第1表 略]

[第1表 同左]

第2表 27.5MHz-10000MHz

第2表 27.5MHz-10000MHz

[略]	国内分配 (MHz)	無線局の目的	周波数の使用に関する条件
[略]	(4)	(5)	(6)
[略]	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-4による。

[同左]	国内分配 (MHz)	無線局の目的	周波数の使用に関する条件
[同左]	(4)	(5)	(6)
[同左]	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は 国際VHF用、公共業務用 及び一般業務用での使用は 国際VHF用及び船舶自動 識別装置用とし、割当ては 別表3-4による。

161.475— 161.9375	海上移動	電気通信業務用 —公共業務用 —一般業務用	割当ては、別表 3—4 によ る。
161.9375— 161.9625	海上移動 海上移動衛星 (地球 から宇宙) J 63A	電気通信業務用 —公共業務用 —一般業務用	割当ては、別表 3—4 によ る。
161.9625— 161.9875	海上移動	電気通信業務用 —公共業務用 —一般業務用	割当ては、別表 3—4 によ る。
161.9875— 162.0125	海上移動 海上移動衛星 (地球 から宇宙) J 63A	電気通信業務用 —公共業務用 —一般業務用	割当ては、別表 3—4 によ る。

161.475— 161.9375	海上移動	電気通信業務用 —公共業務用 —一般業務用	電気通信業務用での使用は 国際 VHF 用、公共業務用 及び一般業務用での使用は 国際 VHF 用、船舶自動識 別装置用、簡易型船舶自動 識別装置用及び捜索救助用 位置指示送信装置用とし、 割当ては別表 3—4 によ る。
161.9375— 161.9625	海上移動 海上移動衛星 (地球 から宇宙) J 63A	電気通信業務用 —公共業務用 —一般業務用	電気通信業務用での使用は 国際 VHF 用、公共業務用 及び一般業務用での使用は 国際 VHF 用、船舶自動識 別装置用、簡易型船舶自動 識別装置用及び捜索救助用 位置指示送信装置用とし、 割当ては別表 3—4 によ る。
161.9625— 161.9875	海上移動	電気通信業務用 —公共業務用 —一般業務用	電気通信業務用での使用は 国際 VHF 用、公共業務用 及び一般業務用での使用は 国際 VHF 用、船舶自動識 別装置用、簡易型船舶自動 識別装置用及び捜索救助用 位置指示送信装置用とし、 割当ては別表 3—4 によ る。
161.9875— 162.0125	海上移動 海上移動衛星 (地球 から宇宙) J 63A	電気通信業務用 —公共業務用 —一般業務用	電気通信業務用での使用は 国際 VHF 用、公共業務用 及び一般業務用での使用は 国際 VHF 用、船舶自動識 別装置用、簡易型船舶自動 識別装置用及び捜索救助用 位置指示送信装置用とし、 割当ては別表 3—4 によ る。

162.0125— 162.05	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 — 一般業務用	割当ては、別表3—4による。
	航空移動 (O R) J 64 移動衛星 (地球から 宇宙) J 65	公共業務用	
[略]	[略]	[略]	[略]
9200—9300 J 194	海上無線航行	公共業務用 — 一般業務用	捜索救助用レーザートラン スポンダ用とする。
	無線標定	公共業務用 — 一般業務用	
9300—9500 J 197 J 198 J 199	海上無線航行 J 154	公共業務用 — 一般業務用	捜索救助用レーザートラン スポンダ用及び船舶無線航 行用レーザー用とする。
	航空無線航行 J 196	公共業務用 — 一般業務用	航空機無線航行用レーザー 用とする。
	無線標定	公共業務用 — 一般業務用	
[略]	[略]	[略]	[略]

[第3表 略]

国内周波数分配の脚注

[J 1—J 295 略]

[別表1—1～別表3—4 略]

別表3—5 船上通信局又は船舶局の船上通信設備の周波数表

(1) アナログ変調方式の周波数表

156.75MHz	156.85MHz	457.575MHz
457.525MHz	457.55MHz	467.625MHz
467.6MHz	467.6125MHz	467.625MHz

162.0125— 162.05	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 — 一般業務用	電気通信業務用での使用は 国際VHF用、公共業務用 及び一般業務用での使用は 国際VHF用、船舶自動識 別装置用、簡易型船舶自動 識別装置用及び捜索救助用 位置指示送信装置用とし、 割当ては別表3—4によ る。
	航空移動 (O R) J 64 移動衛星 (地球から 宇宙) J 65	公共業務用	
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
9200—9300 J 194	海上無線航行	公共業務用 — 一般業務用	捜索救助用レーザートラン スポンダ用とする。
	無線標定	公共業務用	
9300—9500 J 197 J 198 J 199	海上無線航行 J 154	公共業務用 — 一般業務用	捜索救助用レーザートラン スポンダ用及び船舶無線航 行用レーザー用とする。
	航空無線航行 J 196	公共業務用 — 一般業務用	航空機無線航行用レーザー 用とする。
	無線標定	公共業務用 — 一般業務用	
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

[第3表 同左]

国内周波数分配の脚注

[J 1—J 295 同左]

[別表1—1～別表3—4 同左]

別表3—5 船上通信局又は船舶局の船上通信設備の周波数表

(1) チェンネル間隔25kHzで使用する周波数表

156.75MHz	156.85MHz	457.575MHz
457.525MHz	457.55MHz	467.625MHz
467.525MHz	467.55MHz	467.6125MHz
467.6MHz	467.6125MHz	467.625MHz

(2) デジタル変調方式の周波数表

457.515625MHz	457.521875MHz	457.528125MHz	457.534375MHz
457.540625MHz	457.546875MHz	457.553125MHz	457.559375MHz
457.565625MHz	457.571875MHz	457.578125MHz	457.584375MHz
467.515625MHz	467.521875MHz	467.528125MHz	467.534375MHz
467.540625MHz	467.546875MHz	467.553125MHz	467.559375MHz
467.565625MHz	467.571875MHz	467.578125MHz	467.584375MHz

[割る]

[別表4～別表11-3 略]

[注略]

国際周波数分配の附注

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

○経済産業省告示第六号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第二十六号)の一部の施行に伴い、及び産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二百二十六条第一項の規定に基づき、創業支援等事業の実施に関する指針の一部を次のように改正し、同条第五項の規定に基づき公表する。  
平成三十年九月二十五日

総務大臣 野田 聖子  
経済産業大臣臨時代理  
国務大臣 小此木八郎

創業支援等事業の実施に関する指針の一部を改正する告示  
創業支援等事業の実施に関する指針(平成二十六年経済産業省告示第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

一 目的	改 正 後	一 目的	改 正 前
この指針は、法第百二十六条第一項の創業支援等事業の実施に関する指針を定めることにより、創業支援等事業の適切な実施		この指針は、法第百十二条第一項の創業支援等事業の実施に関する指針を定めることにより、創業支援等事業の適切な実施を	

(2) チャネル間隔12.5kHzで使用する周波数表

457.525MHz	457.5375MHz	457.55MHz	457.5625MHz	457.575MHz
467.525MHz	467.5375MHz	467.55MHz	467.5625MHz	467.575MHz

この周波数の使用は、デジタル変調方式のものに限る。

(3) チャネル間隔6.25kHzで使用する周波数表

457.515625MHz	457.521875MHz	457.528125MHz	457.534375MHz
457.540625MHz	457.546875MHz	457.553125MHz	457.559375MHz
457.565625MHz	457.571875MHz	457.578125MHz	457.584375MHz
467.515625MHz	467.521875MHz	467.528125MHz	467.534375MHz
467.540625MHz	467.546875MHz	467.553125MHz	467.559375MHz
467.565625MHz	467.571875MHz	467.578125MHz	467.584375MHz

この周波数の使用は、デジタル変調方式のものに限る。

[別表4～別表11-3 同左]

[注同左]

国際周波数分配の附注

を図り、もって地域の資源を活用した創業の促進及び創業に関する普及啓発を通じた創業機運の醸成に寄与することを目的とする。

一 創業支援等事業による創業の促進に関する目標の設定に関する事項

創業支援等事業計画においては、創業支援等事業の対象者及び創業支援等事業(法第百二十五条第一号に係るものに限る。)により支援を受けて創業を行う者の数の目標を定めるものとする。

を図り、もって地域の資源を活用した創業の促進及び創業に関する普及啓発を通じた創業機運の醸成に寄与することを目的とする。

一 創業支援等事業による創業の促進に関する目標の設定に関する事項

創業支援等事業計画においては、創業支援等事業の対象者及び創業支援等事業(法第百二十一条第一号に係るものに限る。)により支援を受けて創業を行う者の数の目標を定めるものとする。

附 則

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に定める日(平成三十年九月二十五日)から施行する。